

岐阜県では、平成23年4月1日から「岐阜県暴力団排除条例」を施行し、県民、事業者、自治体、関係機関及び関係団体が連携して社会全体から暴力団の活動を排除するよう取り組んでいます。

このような県の動向を受け、市は「(仮称)海津市暴力団排除条例」を制定し、市民、事業者及び警察等関係機関の連携及び協力の下、一体となって暴力団排除の取り組みを推進していきます。

(仮称)海津市暴力団排除条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(参考)岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村において、地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 警察等 警察及び法第32条の2第1項により岐阜県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。

(参考) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 【抜粋】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第32条の2 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 次号第3号から第5号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第3項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に、一体となって推進されなければならない。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県、警察等その他暴力団の排除のための活動に取り組む団体との連携及び協力を図りながら、広報及び啓発等の暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を速やかに警察等へ提供するものとする。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民等の協力を得るとともに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から岐阜県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他暴力団の排除のための活動に取り組む団体との連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。
- 4 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を市又は警察等へ提供するよう努めるものとする。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(県民等の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。
- 4 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を県へ提供するよう努めるものとする。

(市への不当要求行為等における措置)

- 第6条 市は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）から職員に対して不当要求行為等があったときは、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務執行を確保するために、直ちに警察へ通報する等の必要な措置を講ずるものとする。

市職員への不当要求行為については、不当要求行為等の防止に関する要綱により対応していますが、市の意志をより明確にするため今回条例において規定します。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することにならないよう、暴力団員等を、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(県の事務及び事業における措置)

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供され、又はその活動を助長すると認めるときは、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該公の施設の使用の許可を取り消すことができる。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(公の施設の使用における措置)

第8条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、県が設置した公の施設が暴力団の活動の用に供されると認めるときは、当該公の施設の使用を許可せず、又は当該公の施設の使用の許可を取り消すことができる。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が暴力団事務所の撤去運動その他の暴力団の排除のための活動に積極的に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するよう努めるものとする。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民が組織する民間の団体が自発的に行う暴力団事務所の撤去運動その他の暴力団の排除のための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第10条 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう、家庭、学校、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(青少年に対する指導等)

第13条 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はこれらの者が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(参考) 岐阜県暴力団排除条例 【抜粋】

(利益の供与の禁止)

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(祭礼等からの暴力団の排除)

第12条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携る者(以下「行事主催者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
 - (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、これを関与させること(次号に該当するものを除く。)
 - (3) 当該行事が行われることとなる場所(当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。)において、露店、屋台店その他これらに類する店(以下この号において「露店等」という。)を出店しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、これに露店等を出店させること。
- 2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のため、警察等と緊密に連携し、当該行事に露店等を出店しようとする者が暴力団員等でないことの確認に努める等の必要な措置を講じなければならない。

岐阜県暴力団排除条例に定めのない「祭礼や花火大会、興行等の行事からの暴力団員等の排除」について、行事主催者等の取り組みを規定します。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。